

令和7年度沖縄鉄軌道経済波及効果等分析委託業務

に関する公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の内容

「令和7年度沖縄鉄軌道経済波及効果等分析委託業務仕様書」のとおり

2 参加事業者の応募要件

次に挙げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 沖縄本島内の公共交通の現状及び公共交通計画全般に精通しており、過去5年間に道路や鉄軌道における経済波及効果に関する調査・研究等を行ったことがあること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(注)第百六十七条の四

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第6条に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の規定に該当しないこと。共同企業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (5) 応募は共同企業体でも可とするが、この場合は代表企業が応募を行い、代表企業は上記全て、その他構成員は上記(1)を除く全ての要件を満たすこと。

3 提出書類

- (1) 質問票(様式1)
- (2) 応募申込書(様式2)
- (3) 企画提案(様式3-1)及び企画提案書(様式3-2または任意様式(A4縦))
企画提案を求めるテーマは、次の【留意点】のうち、(ア)～(ウ)の3つの事項である。仕様書及び以下の留意点を踏まえ、テーマ毎に企画提案書を作成すること。

【留意点】

(ア) 鉄軌道導入による経済波及効果の深度化

- ① 沖縄都市モノレールの事案を参考にした場合の経済波及効果の分析で生じる課題等を整理したうえで、当該課題等への対応を提案すること。
- ② 他の自治体や過去の事例も参考にするなどしたうえで、最新の鉄軌道需要予測に基づく各種効果の算定、物価高騰の加味など、県民一丸となった機運醸成の推進に繋がる深度化の項目を整理し、これら項目への対応を提案すること(令和6年度分析の前提変更等も含む。(部門表の追加・変更、産業連関表以外の手法、項目の追加等))。
- ③ 県民(観光客)等を対象にしたアンケート調査の手法、またその結果を定量的なデータとして活用するための分析方法を提案すること。
- ④ 他都道府県の事例調査・検討について、具体的な対応や調査場所を提案すること。
- ⑤ 専門的知識を有する学識者等へ確認しながら業務を遂行することについて具体的な対応を提案すること。

(イ) 経済波及効果以外の導入効果の検討・分析

- ① 県民一丸となった機運醸成を推進する観点から、テーマ(主なターゲット)及び経済波及効果以外の導入効果を提案すること。
- ② 他の自治体や過去の事例を参考にするなどし、提案する導入効果が、今後の機運醸成にどのように寄与するか等具体的な展開を説明すること。
- ③ フィーダー整備後の地域の発展に与えるインパクトを評価することについて具体的な手法を提案すること。

(ウ) 報告書・パンフレットの作成等

- ① 報告書については、外部へ公表することを意識し、図表やイメージ図等も用いて、わかりやすい資料とする工夫を提案すること。
- ② 県民向けパンフレットの作成について、効果的な機運醸成の観点から、導入効果を一般県民にも分かりやすく伝えるための工夫を提案すること。

(エ) その他

- ・テーマ毎の枚数の指定は無く、全て合わせて12ページ以内とする。
- ・フォントは原則11ポイントとする。
- ・図、グラフ等の掲載可。

(4) 会社概要書(様式4)

(5) 会社の業務実績(様式5)

過去5年間に受託した類似業務実績について、記載すること。

※記載内容に重大な詐称等があった場合には、優先交渉者の取消とする。

(6) 業務実施体制(様式6)

別紙(A4任意様式)で、実施体制の指揮系統、作業分担がわかる図、予定技術者名(共同企業体の場合は会社名も)を記載の上、添付すること。なお、実施体制等については、選定委員会終了後に協議の上、変更を求める場合がある。

(7) 業務工程表(様式7または任意様式)

(8) 宣誓書(様式8)

(9) 見積書(任意様式)

総額 11,404,000 円(消費税[10%]込み)の範囲内で、以下の基準書により本業務に係る経費(追加提案事項含む)を見積もること。この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

また、本業務においては、設計業務等標準積算基準書(発刊:一般社団法人 全国地質調査業協会連合会)等を参考に積算し、内訳を明らかにすること。

(10) 共同企業体の場合は、共同企業体資格申請書(様式9)及び共同企業体協定書(任意様式)を1部ずつ提出すること。

4 提出部数

(1) 上記3の(3)～(7)、(9)

10部(用紙はA4縦判で、番号の順に編さんし、長辺綴じ、両面印刷)

(2) その他

1部

5 企画提案書等の提出

(1) 質問票(様式1)

ア 受付期間

公告日～令和7年7月8日(火) 12時

イ 提出方法

質問票(様式1)を、下記 Mail アドレスに送付
(必ず担当者に電話で Mail の受信を確認すること。)
送付用 Mail アドレス:aa015500@pref.okinawa.lg.jp

ウ 回答方法

令和7年7月 10 日(木) 日途中で交通政策課ホームページにおいて回答する。

(2) 様式1以外

ア 受付期間

公告日～令和7年7月 14 日(月) 12 時
※9:00～17:00(休日、祝日を除く)

イ 提出場所

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階
沖縄県企画部交通政策課 公共交通推進室 担当:金城
電話 098-866-2045

ウ 提出方法

持参または郵送(到着確認が可能な手段に限る。)により提出
(郵送の場合は、必ず担当者に電話で到達を確認すること。)

6 審査について

提案者が4者を超える場合は第1次審査を経て第2次審査を行うものとし、4者を超えない場合は第2次審査に進むものとする。

(1) 第1次審査(第2次審査対象者の選定)

- ア 企画提案者が多い場合、本委託業務企画提案業者選定方針における評価基準に基づく審査により4者程度を選定する。
- イ 選定結果は、企画提案者全員に速やかに通知する。

(2) 第2次審査(選考の実施)

企画提案書の内容について、書面審査を行う。

7 優先交渉者の選定

(1) 優先交渉者の選定方法

令和7年度沖縄鉄軌道経済波及効果等分析委託業務選定委員会(以下「委員会」という。)による審査を経て、選定された最優秀企画提案書の企画提案者を優先交渉者として選定する。

(2) 委員会における評価基準

本委託業務企画提案業者選定方針における評価基準による。

(3)結果の通知

対象者に速やかに通知する。

※審査内容・経過等に関する問い合わせには応じない。

(4)契約の締結

優先交渉者との協議の上、締結する。

ただし、優先交渉者との協議が整わない場合は、委員会における評価順位(ポイント)が次点の者を優先交渉者とする。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案に係る費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書及び関係資料は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等については公表しない。